

令和7年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和7年9月11日（第7日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 溝上 広行 | 9番 | 定松 弘介 |
| 2番 | 南里 隆司 | 10番 | 前田 弘次郎 |
| 3番 | 田島 隆一 | 11番 | 吉岡 英允 |
| 4番 | 吉岡 正博 | 12番 | 草場 祥則 |
| 5番 | 岸川 信義 | 13番 | 片渕 栄二郎 |
| 6番 | 友田 香将雄 | 14番 | 西山 清則 |
| 7番 | 重富 邦夫 | 15番 | 溝上 良夫 |
| 8番 | 中村 秀子 | 16番 | 内野 さよ子 |

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------|--------|------------|-------|
| 町 長 | 田島 健一 | 副町長 | 百武 和義 |
| 教育長 | 下平 博明 | 総務課長 | 谷崎 孝則 |
| 企画財政課長 | 大串 恭隆 | 総合戦略課長 | 山口 裕一 |
| 税務課長 | 出雲 誠 | 住民課長 | 永尾 宗紹 |
| 保健福祉課長 | 山下 英治 | 長寿社会課長 | 小野 勉 |
| 生活環境課長 | 川崎 美津夫 | 農業振興課長 | 吉村 浩 |
| 商工観光課長 | 筒井 直 | 農村整備課長 | 吉村 大樹 |
| 建設課長 | 鶴田 浩紀 | 会計管理者 | 久原 美穂 |
| 学校教育課長 | 久原 正好 | 新しい学校づくり課長 | 永石 敏 |
| 生涯学習課長 | 矢川 靖章 | 農業委員会事務局長 | 石田 善人 |

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 中原 賢一 |
| 課長補佐 | 片渕 英昭 |
| 議事係書記 | 草場 雅子 |

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

| | | | |
|-----|-------|----|-------|
| 15番 | 溝上 良夫 | 1番 | 溝上 広行 |
|-----|-------|----|-------|

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第48号 財産の無償譲渡について
議案第49号 白石町保育園設置条例を廃止する条例について
日程第3 議案第50号 白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白石町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第51号 白石町税条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第52号 白石町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第53号 白石町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
日程第7 議案第54号 白石町固定資産評価審査委員会委員の選任について

9時30分 開議

○内野さよ子議長

おはようございます。

日程第1

○内野さよ子議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、溝上良夫議員、溝上広行議員の両名を指名します。

次に、本日の議事進行について申し上げます。

本日の審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

日程第2

○内野さよ子議長

日程第2、議案第48号「財産の無償譲渡について」、議案第49号「白石町保育園設置条例を廃止する条例について」は、関連がありますので、この2件を一括議題として審議します。

質疑ありませんか。

○中村秀子議員

議案第48号「財産の無償譲渡について」質問をいたします。

今回小川学園が譲渡先と決定いたしましたけれども、昨今少子化の中で、非常に幼稚園とか子どもたちの施設というのは経営が厳しいような状況にあるんじゃないかと思われるんですね。それで、応募団体が1件ということで、選択の余地がなく、この小川学園に譲渡されることになったと思うんですけれども、その小川学園のこれまで

の経営実績及び、町にとっても大切な財産であったと思うんですけれども、譲渡財産の資産価値はどれくらいであるのか。また、少子化で経営不振になったという場合も本当に想定されるんじゃないかと思うんですね。その保育園を老人施設に変えたいだとかということもあるかもしれませんし、また廃園になったりした場合の対応はどのようなになるのか。もうあげたものだからその会社のものになるというようなことになるのかなと思って危惧しておりますけれども、そこら辺の回答をお願いいたします。

○山下英治保健福祉課長

学校法人小川学園の現在の状況といたしますか、実績ということでございますけれども、こちらの小川学園さんについては、現在認定こども園を4園、それから保育園を1園、合計5つの保育園を運営をされております。また、この学校法人小川学園さんにはグループの法人等もございまして、社会福祉法人大和学園福祉会、社会福祉法人大和まほろば福祉会、それから学校法人春山学園さんと4つの法人でグループを結成をされて、グループ内には12箇園の保育園、認定保育園等を配置をされております。グループ化をすることによって経営の安定化、また人材等の交流等も含めて柔軟な対応をされている法人さんでございまして。

それから、資産の価値でございますけれども、あかり保育園の園舎については、地方自治法に規定される非課税物件ということであるため、固定資産評価額は存在はいたしません。そのため、不動産登記時に賦課される登録免許税を算定する際に用いられる不動産の価格を参考に算定をいたしております。その価格については、建物のほうが約1,963万8,000円ということになっております。また、附帯設備、備品等も一括して譲渡をすることにしておりますけれども、机や厨房器具、楽器類、遊具などの備品については、耐用年数が経過していない備品の残存価格が約51万3,000円ということになってございます。

それから、将来的に少子化が進んで経営が厳しくなったときどうだろうかということでございますけれども、保育園の運営費は国が定める公定価格によって算定をされます。この公定価格は、子ども1人当たりの単価として設定をされ、定員の区分、地域の区分、子どもの年齢によって変動をいたします。このため、園児数が減少した場合の対応といたしましては、その規模に応じた定員の設定により、適切な運営費の交付を受けることができるような仕組みになっております。また、一時預かりや延長保育など多様な保育サービスの提供によりまして加算金等を得るなど、多角的な経営により安定的な運営をお願いをしたいというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決に入ります。

初めに、議案第48号「財産の無償譲渡について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号「白石町保育園設置条例を廃止する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○内野さよ子議長

日程第3、議案第50号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白石町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○中村秀子議員

勤務時間の適正に関する条例ですけれども、休暇ですね。現在、産休、育休を取られている職員の方の実績。

また、病休とかで取られている方に代替職員が来ているのかどうかですね。業務の軽減というようなところもあるんじゃないかと思うんですよ。それで、当該育休、産休を取った場合に、業務量が減らないと全然意味がないというか、時間を持ち越したり残業したり、別日に残業したり持ち越したり、ほかの人が一人になったりということになるかと思えますけれども、軽減措置を取られているのか、ほかに回してやっているのかということですね。

3点目に、当該職員が持っていた事業をほかの人だったり、例えば子どものいない職員にしわ寄せがいたり、管理職にしわ寄せがいたり、また時間外勤務が増えたり、何しろ全体的な業務は減らないわけで、それを、どうぞ産休を取ってください、育休を取ってくださいと言っても、非常に難しいところがあるんじゃないだろうかと思えます。

ある一般企業では、上乘せして仕事をした場合には、その分の手当を出して、どちらもウィン・ウィンというような報道を聞いたことがあります。そのようなことであれば、残りの職員も一生懸命育児に励んでくださいねと言えるかもしれませんが、育休、産休を取ることによって、子どものいない職員だとか管理職だとか、そういう人には限らないと思えますけれども、仕事のできる人にどんどん仕事が回ってくるというような状況がつかられないかなというふうに危惧しているんですけれども、そこら辺はどのように対応を。一番いいのは、私はある企業のように、そういう産休育休特別手当みたいなものをプールしといて、そういう上乘せして手当を出すという方法だったらいいのになというふうな感想を持ってるんですけれども、そこら辺はどのよう

にクリアされようとしているのか、お伺いします。

○谷崎孝則総務課長

まず、1点目の御質問の今日現在での育児休業、産休などの現状というところでまずは答弁いたします。

本日時点で、育児休業を取得してる者が3名おります。育児休業が3名。そして、産前産後の休暇に入ってる職員が1名。そして、短時間の部分休業を取得してる者が6名おります。ということで、計10名ですね。本日時点で、育児休業、産休、部分休業などを取得してる職員は10名おります。

次に、そういう育児休業、産休などに入っている職員がいる部署の配慮といいますか、そういうところで答弁いたしますと、部分休業の制度を利用している職員につきましては、この部分休業というのが短時間勤務、結局7時間45分の1日の勤務時間の中で、例えば2時間は育児のための休業を取るといような部分休業の制度を利用しているような職員につきましては、朝もしくは夕方に取得をいたしております。出勤を1時間遅らせて帰り1時間早く帰るとかそういうパターンが多ございまして、勤務時間が限られてくるわけですね。もちろん法律でも規定がございますので、そういう当該職員の業務量の見直し、勤務時間が限られるわけですから業務の見直しや、あとはもちろん時間外勤務を発生させないような各課の課長のマネジメントが一番だと思うんですけど、やはり事務量の調整、配慮、そういうところは各課で取り組んでいただいとるところでございます。もちろん総務課からも呼びかけながら、庁内、役場全体でそういう産休、育児休業、短時間勤務などの職員がいる部署に対してはそういう配慮は行ってきておるところです。

そして、そういうところも含めての、あと職員の負担を減らすための取り組みというところのお尋ねでございましたけど、職員が産前産後休暇から育児休業、そして復職後に部分休業を取得する場合には、先ほども言いましたけど、まずは課内や係内での職員で職務の分担を行います。しかしながら、サポートをする職員、その負担が大きくなり過ぎないようにしていく必要がございます、先ほど議員もおっしゃったようにですね。しかしながら、分担してもやはり業務量が多く手が回らないという場合には、もちろん会計年度任用職員を雇用したり、そして年度途中でございまして人事異動などで対応を行ってるところでございます。

職員が安心して産休や育休を取得できるように、周りの職員のサポートは不可欠だと考えております。もちろん議員がおっしゃったように、フォロー、サポートをする職員の負担ですよね。そういうところを我々もしっかり考えていきたいと思っております、と言いながら、やはりワーク・ライフ・バランス、そういうところもしっかり、やっぱり職員が育休、産休を取りやすい環境というところは、そういうところをつくっていくというのが非常に大事なことでございますので、サポートする側、そして育児休業等を取得する職員の双方に配慮した仕組みづくりというところで今後しっかり検討していきたいと思っております。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

今課長の答弁の中でありましたけど、育児休業の部分に関しては、男性の職員も含まれると思いますけど、今3名ということでは言われましたけど、実際男性が取られた実績がまずあるのか、そしてそういうふうに男性が取られるような雰囲気といいますか、男性職員も取られるような雰囲気をつくっているのか、それをお伺いしたいと思います。

○谷崎孝則総務課長

先ほど申しあげました育児休業を取得している職員が3名現在おりますけど、その中で1名は男性職員でございます。これは二、三十年前の私たちが20代の頃を申しあげますと、非常に取りにくい雰囲気職場環境でございました。それは先輩、議員の皆様も、これまで年を重ねておられてきておりますので、時代の流れというのはよく分かっていらっしゃると思いますけど。しかしながら、今本庁の職場環境というところは、町長、副町長、三役を筆頭に、その辺のワーク・ライフ・バランスというところの推進、そういうところは役場全体で常に庁議や課長連絡会議などでも、若手職員、子育て世代の職員などにもしっかり配慮をしていくというようなところで取り組んできていると担当課長としては思っております。男性職員は、本当に我々の時代は育児休業とか取りにくい時代でございましたけど、どんどん取っていただいて、よかったねと、おめでとうと心から言ってあげられるような職場環境づくりを目指していきまうすというか、やっているとっております。今後も引き続き、なお一層いい環境になっていくように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑は。

○溝上広行議員

すみません。質疑というか、確認なんですけど、先ほど説明で、1時間遅くきて1時間早く帰る職員みたいな発言があったと思うんですけど、そしたら合計2時間休むことになるんですけど、多分説明の趣旨って1時間遅く来て1時間遅く帰るじゃないのかなと思ったんですけど、違いますかね。

○谷崎孝則総務課長

例えば、8時30分から9時30分の間をまず1時間休むと。そして、16時15分から17時15分までの1時間を取得して、2時間。（「そういうことですね」と呼ぶ者あり）そういう意味でございます。（「すみません、分かりました。失礼しました」と呼ぶ者あり）

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第50号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白石町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○内野さよ子議長

日程第4、議案第51号「白石町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第51号「白石町税条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○内野さよ子議長

日程第5、議案第52号「白石町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第52号「白石町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第7、議案第54号を先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第7、議案第54号を先に審議することに決定しました。

日程第7

○内野さよ子議長

日程第7、議案第54号「白石町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第54号「白石町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

本案は、固定資産評価審査委員会委員に門田由美子氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるものです。

お諮りします。

議案第54号に対し同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は同意することに決定しました。

日程第6

○内野さよ子議長

日程第6、議案第53号「白石町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

傍聴の方もいらっしゃいますので、大きい声でいきたいと思います。

議案第53号「白石町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」。

まず、1つ目、この条例をなぜ今つくらなければいけないのか。2つ目、この条例をつくることで商工団体振興補助金を正当化する条例ではないのか。商工団体には振興引当金があるのに、条例をつくることで補助金を出しやすくするのではないのか。これが2つ目ですね。次、3つ目、このような条例は一度つくれば執行部の思いのままになります。本当に白石町の中小企業、小規模企業からこのような要望があったのか、また商工団体からの要望があるのかが3つ目です。次に、4つ目、誰がこの条例をつくらうということを出したのかということなのです。

あと、通告はしておりませんが、昨日の溝上議員の一般質問の中の答弁の中で、単独ではドライバーの確保が難しい小規模な事業者もということがありました。地元の小規模の事業者がドライバーの確保が難しいって、これは執行部が勝手に決めたことでしょう。それで、答弁をもらってるんですけど、それに対して条例では白石町の中小企業、小規模企業の振興条例について出してるんですけど、これは確かにいいことではあるんですけど、いいことではあるんですけど、片一方では、町内の業者では人を集めることができないような言い方をしてる。これに対しては、町長か副町長かの答弁をお願いします。

○筒井 直商工観光課長

まず、私からこの条例をなぜ今つくらなければならぬのかということに対してお答えをいたします。

今回上程している中小企業・小規模企業振興条例は、町内の中小企業、小規模企業の振興を本町の中・長期的に重要な課題として位置づけ、不断、途切れさせることなく継続して努力を行うことを求める理念を定める条例です。県で同様の条例が整備されていたこともありますが、本町は既に各条例や要綱、要領などで中小企業、小規模企業の振興を図っていたので、改めて制定することの是非を検討しておりました。そういう状況の中、第1条、目的の中にもありますが、白石町の発展に町内の中小企業、小規模企業が重要な役割を担っていることを踏まえて、中小企業、小規模企業の振興、これを本町の中・長期的に重要な課題と位置づけて継続して行うには、役場関係者だけでなく、町内の関係者も同じ方向性を持って連携しての取り組みが必要であり、そのためには町として基本の方針、考え方を示す必要があると判断して、今回の上程となりました。

次に、この条例をつくることで商工団体振興補助金を正当化する条例ではないのかといったことについてお答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、今回上程している中小企業・小規模企業振興条例は、町内の中小企業、小規模企業の振興を本町の中・長期的に重要な課題として位置づけ、不断の努力を行うことを求める理念を定める条例であり、決して補助金の交付などを義務づけるものではありません。

もう少し詳しく説明しますと、第1条、目的にありますとおり、白石町の発展に果たす重要な役割を町内の中小企業、小規模企業が担っていることを踏まえて、中小企業、小規模企業の振興、これを本町の中・長期的に重要な課題と位置づけ、そして基本となる事項、基本理念、基本方針を定め、町民、中小企業支援機関及び町の役割等

を明らかにし、中小企業、小規模企業の振興に関する総合的な施策を推進する不断の努力を行っていくことにより、町の経済発展及び地域の活性化を図り、町民の生活の向上に寄与することを目的としております。つまり、町内の関係者全てが同じ考え方や方向性、中小企業、小規模企業の振興を本町の中・長期的に重要な課題と位置づけること、これをもって連携して取り組む総合的な施策を推進する不断の努力を行っていく内容を明示する条例であります。

繰り返しますが、決して補助金の交付などを義務づける条例ではありません。町内の中小企業、小規模企業の振興を本町の中・長期的に重要な課題として位置づけ、不断の努力を行うことを求める理念を定める条例であります。

次が、このような条例は一度つくれば執行部の思いのままになりますと、本当に白石町中小企業、小規模企業からこのような要望があったのかということです。

町のホームページに掲載しておりますが、商工会の会員の方から本条例のパブリックコメントへ、やっと条例ができるのかというのが正直なところといった意見をいただいております。また、商工会からは令和4年度と令和5年度に要望書を提出されています。

最後に、誰がこの条例をつくろうと言い出したのかということですが、先ほどお答えしましたように、令和4年度と令和5年度に商工会から要望書を提出されているということと、第1期の公約から一貫して商工業の振興を掲げられていることから、町長から指示を受けております。

以上でございます。

○百武和義副町長

それでは、最後の質問で、単独ではドライバーの確保が難しいというのはどうしたことかという、そういうことでよろしいですかね。

これにつきましては、今回有明小学校のスクールバスの運行业務については、これまでも議員の皆様方にお伝えしておりますようにプロポーザル方式で業者を選定していきたいということで考えておるわけでございますけども、その要綱等を考える中で、なるだけ町内の事業者さんにも参加をしてほしいというそういった意味から、ちょっと表現的に少しおかしいかなと思われるかも分かりませんが、小さい事業所ではなかなかドライバーの確保が難しいのではという表現をしておりますけども、そういったことで町内事業者については共同でも参加できますよといったことで今後考えていきたいといった趣旨で申し上げたところでございます。そういったことで、御了解をよろしく申し上げます。

○前田弘次郎議員

この条例をなぜつくらなければいけないのかということで、いろいろ課長さんから答弁をいただきましたけど、はっきり言えば、条例をつくらなくても今までやってきたわけでしょう。それなのに、わざわざ条例をつくるんですよね。今までやってきたことはちゃんとやってきてるじゃないですか、条例をつくらなくても。それなのに、あえて条例をつくるというのは、しかもこの条例の中の文の中に、全て努めるですよ、

ほとんどが努めるということを書かれております。努めるという意味を御理解されて使われてるのかどうか分かりませんが、これは努力義務でしょう。やりますじゃないんですよね。やりますという言葉でもなく努めるという言葉でこの条例をつくって、町はちゃんとこういうふうな条例をつくってますから、ちゃんと小規模にはやっていますというようなことを固めるような言い方ですよね、条例をつくることによって。

それで、質問的に言うと、今までやってきたのに、条例なしでやってきたわけでしょう、何不自由もなかったわけでしょう。それに、条例をつくるというのをいろいろ答弁をされましたけど、本当にそれでいいんですか。先ほども小規模事業者のことを言われましたけど、結構廃業されたところも町内にありますよ。そして、この商工課の振興助成金ですか。私も一応商工会の理事をしておりますけど、商工会のほうで私は聞きました、この補助金は何に使われてるんですかって。そのとき言われた言葉が、補助金には色はついてませんということと言われました。これは商工会の議事録にちゃんと残っております。そういうことで、今までもこの振興引当金に対しては、前々課長さんのときかな、大分苦労されて商工会にどういう項目に入れられているかということで結構苦労されたことも私は知っております。この条例をつくることで、しかし予算は確かに確定したような感じに取られますので、再度この条例は要らないんじゃないかなということですけど、答弁をお願いします。

○筒井 直商工観光課長

まず最初に、今までなくてもやってこれたのではないか、なぜ今なのかという御質問かと思えます。

それで、確かにこれまで各部署により、所管する事務において、各条例とか要領、要綱で行ってまいりました。しかしながら、それぞれで管理をしておれば、統一性が図られなくなる可能性も出てくる。あと、担当する職員も替わる、これはちょっと町の中だけのお話ではございますけど。そういったことから、町で基本的な方針、考えを明確に示す必要があるということで、今回条例の上程をいたしております。

あと、努力義務という表現を多く用いているということでした。（「いやいや、努める、努力に努める」「努める」と呼ぶ者あり）努めるということですね。

ちょっと重複してお答えするところがあるかも知れませんが、中小企業、小規模企業の振興を継続して行うには、役場関係者だけでなく、町内の関係者も同じ方向性をもって連携して取り組んでいく必要があると考えています。そのために、町だけじゃなく、中小企業、小規模企業、町民の皆さんなどに対して、第5条から第10条まで、責務や役割などの努力規定を定義しております。継続して取り組んでいく中では、災害や経済不況、社会状況の変化など、様々な状況の変化に応じて関係者それぞれが現実的な対応をせざるを得ない状況も想定されます。しかしながら、そのような状況であっても理想に向けて努力する姿勢を継続するという意味で、全体的に努めるものとするという表現を用いています。よろしいですか。（「あとんとはよか」と呼ぶ者あり）

以上でございます。

○前田弘次郎議員

私はこの条例自体に反対してるんですね。中身には反対してないです。中小企業の振興をすると、それは条例をつくらなくてもできることでしょう。そこを言ってるんですよ。条例をつくらばできないなんておかしかでしょう。だから、そこを言ってるんですよ。

取りあえず、この条例案に対して私は反対をするから、執行部から取り下げていただければ一番いいと思いますけど、町長、どうですか。

○田島健一町長

今回上程させていただいております中小企業・小規模企業振興条例ということにつきましては、先ほど来、課長がする説明を差し上げてるところでございますけども、この町内の中小企業や小規模企業さんを含めたところの商工会から、令和4年、5年と2箇年にわたって要望書が出されているということ。それを私たちも役場としても真摯に受け止めて検討をしまいたるところでございます。

その中で、やはりこれは中小企業や小規模企業さんだけでなく、役場だけでなく、また町内の関係者、皆さんで同じ方向でやって、この商工業の振興を図っていかないと。先ほど議員のほうからも、これまでもやってきていたので新しいそういった条例あたりはつくらなくてもいいんじゃないかというような御発言もあっているようでございますけども、形としたものがあつたほうが、みんなで取り組むとき、根拠は何ぞやと言われたときに、条例に基づいてみんなでやっていきましょうというところがいいのではないかというふうに思っておるところでございます。

そういったことから、条例につきましても、全てパーフェクトなものが最初からできるとは、そういう思いはあるんですけども、そういうものがないときは、一部改正等々がずっと出てまいりますけども、まずは今回新たな条例を設置させていただきたいという思いでございます。御理解よろしくお願いいたします。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上広行議員

まず、事前に通告していますので、それを伝えた上で議論させていただければなと思います。

各条文についてそれぞれ御質問させていただきます。

第1条ですね。第1条は、この条例の目的について想定してるものであると。この条例案に当たって事前に勉強会を開催していただいて、そこでいろいろ説明を受けたんですけども、その勉強会でこの目的の説明で、期待される地域への貢献ということで、災害時の協力というのが期待されてますというふうにあつたんですけども、それがどういった場合に発揮されるという想定なのかがちょっと分からなくて、条文を読んでもそういうところに直接触れてるところはなかったので、それがどういうふうに想定してるのかというのを教えてください。

あと、第4条で、各号に対応した施策、現在いろいろ取り組まれてるということですけれども、それが一体どう対応してるのかなというのを、例えば1号はこういうことを今やってますとか、そういう回答をしていただければと思います。

それで、次、第6条ですね。ちょっとはしよりますけど、町が実施する施策に協力というふうに書いてあって、それってどういうことを想定してるのかなということが分からなかったの、教えてください。もしかしたら第1条の災害時の協力と関係があるのかなとも思ったんですけども、はっきりしなかったの、教えてください。

それで、次、第9条、企業から直接意見を聴取するルートとかは書いてないみたいなんですよね。直接話を聞くという規定がないんですが、どう考えてるのかなと、どう取り扱うんですかというのを教えてください。

それで、第11条に町長が別に定めるとあるが、具体的な内容とは何でしょうか。この趣旨は、先ほども出てるんですけど、条例を制定したからといって何か新しいことを特段これから始めるわけではないというような回答があったと思うんですけども、ただ第11条にはこう書いてあるんで、どういうことかなと。既に定めてある部分を指してるのかということですね。

それで、全体的にですけれども、この条例を制定することにより、新たに誰がどのようなメリットを受けるのかということで質問なんですけれども、先ほど前田議員に対しての答弁で、要望書があったりパブリックコメントでの意見でもこういうのがありましたということで紹介されましたけども、パブリックコメントで意見が1つあった内容をちょっとはしよられてるので、もう少し正確に共有したほうがいいかなと思いますので、読み上げますね。

商工会の会員となっているが、やっとなり条例ができるのかというのが正直なところ。地元の中小零細企業や起業をしてる人に対し、もう少し手厚い支援をしてほしい、これが正しい内容です。その意見への対応は、現状どおり。つまり、要望されてる方というのは、現状を肯定したいわけではなく、もっとやってくださいという思いで商工団体の方も要望されてますし、このパブリックコメントで意見をされた方、商工会の会員の方も、その思いで意見をされてると思います。ただ、それをどうもこの条例を制定するのに肯定するための材料として抜き出したような印象があったので、少し要望されている方の意思と違うような使い方をされてはいけないなということで紹介しております。

取りあえず、この内容で御回答をお願いいたします。

○筒井 直商工観光課長

まず、第1条の御質問にお答えします。

本条例案の概要を御説明した際に、本条例案を制定することで期待される地域社会への貢献の例として、協働によるまちづくり、地域雇用、災害時の協力関係等ということで説明いたしました。あくまでも例として挙げさせていただいたものではありませんが、その中の災害時の協力関係というものがどういった場合に発揮されると想定しているのかという御質問ですが、中小企業者、小規模企業者の皆様に町や地域住民と連携、協力いただくことで、災害などの緊急時において町全体の迅速な対応と復旧を

支える役割を期待するものです。

次に、第4条です。

本条例案は、町内の中小企業、小規模企業振興を本町の中・長期的に重要な課題として位置づけ、不断の努力を行うことを求める理念を定める条例であります。現時点での商工観光課の所管する施策の中では、まず1つ、事業者経営を直接支援している商工会との連携や支援、中小企業が設備投資を通じた労働生産性の向上実現のために必要となる先端の設備導入計画の策定支援。2番目に、しろいし創業塾、空き店舗活用補助金。3番目、佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携。4番目、商工会を通じた事業者の商談会への参加支援、首都圏での特産品PR活動。5番目に、中小企業融資保証事業、利子補給制度。6番目、求人情報掲示、求人説明会、これはハローワークと連携するものです。7番目、しろいしブランド確立対策事業などがございます。

次が、第6条の御質問です。

町が実施する施策に協力するよう努めるものとするとの文言について具体的にどのような場合を想定しているのかという点についてお答えします。

本条例案におけるこの文言は、強制力を伴うものではなく、あくまでも努力義務として規定しているものですが、町の施策がより効果的に機能するためには、事業者の皆様の御理解と御協力も重要であると考えております。想定している具体的なケースとしましては、支援制度やセミナー等の活用、参加、地域イベントやプロモーション事業への協力、災害時や緊急時の総合支援体制の構築などを想定しております。

次、第9条の御質問に対するお答えです。

企業から直接意見を聴取するルートにつきましては、個別の企業訪問や各種イベント、会議での意見交換、アンケートなど多角的な手法も考えられると思いますが、現時点では町ホームページや担当課である商工観光課窓口への直接的な要望、相談を考えております。あわせて、公的団体であり地域経済の支援や地域の発展に貢献されており中小企業や個人事業主の声を集約いただいている商工会や、同じく中小企業や小規模企業を御支援いただいている町内金融機関にも御協力いただきながら、情報交換、意見交換を行いながら、施策の改善や新たな施策への反映に向けて連携を図ってまいりたいと思います。

次、第11条の御質問に対する答弁です。

町長が別に定めるとあるが具体的内容とはということですが、現時点では具体的な内容というものはございませんが、今回の条例制定後、新たな施策を実施する際に必要となる施行規則を定めることが考えられます。第11条を明記することにより、柔軟に対応できると想定をしております。

最後に、全体です。

条例を制定することによって新たに誰がメリットを受けるのかということです。

本条例案は、町内の中小企業、小規模企業振興を本町の中・長期的に重要な課題として位置づけ、不断、途切れさせることなく継続して努力を行うことを求める理念を定める条例であります。よって、現時点において商工観光課が所管する施策や方針について、それらの見直しを直接的に伴うものではございませんので、現時点で具体的

にどのようなメリットが新たに発生するということをお示しすることはできませんが、本条例案は中小企業、小規模企業の振興に関する総合的な施策を推進することにより、町の経済発展及び地域の活性化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的としており、今後とも全町的に中小企業、小規模企業の振興に向けた取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

最後に、質問に対して必要な部分だけ割愛をされているということでございましたが、質問の内容に応じて必要な部分を使わせていただきました。

以上でございます。

○溝上広行議員

御回答ありがとうございます。

そしたら、私の考えも述べながらの質問になるかと思えますけども、先ほども申し上げましたが、ただ条例をつくっただけでは、先ほどの回答にもありますけど、特段のこれといったメリットがあるのかと言えば、まだそこまでではないということで、大体こういう条例をつくって別に定めるということは、ほかに何か事業をやるような実施要領、要綱などをつくるというのがセットになっているのが通常というか、よくある手法かなと思います。それで、先ほども言いましたけども、要望された方はそういうのを望まれてるんだなというふうに私は受け止めております。

それで、実際私も個人事業をやったりとかもしてますけれども、これは私の考えですけれども、補助金を頂くよりも仕事をくださいと思っております。仕事があるということは、役に立っていることであり、生活の糧にもつながりますけれども、それをもって町や県や国に税金を納めることで、結果、地域や全体に対しても貢献できるというふうな考えを持っております。

ただ、先ほどの説明でも、全体で同じ方向を向きましょうというようなことだったのかなと思います。みんなで地域を盛り上げていきましょうというようなことなんですけど、全体というか、すみません、私の印象ですけど、これは役場がこういうことをやりたいと言ったときに、皆さん、同じ方向を向いてくださいねというふうに私には聞こえたんですね。じゃなくて、要望してるのは、すみません、私たちをもっと手厚くしてください。私の意見で言えば、もっと仕事をください、もっと役に立てると思ってるのが仕事がないからやめざるを得ないというようなことを考えてしまいます。

それで、先ほどの廃業してるところがありますということですけども、高度経済成長のときとかは、ほっといてもいろんな方が事業を起こされて、どんどん競争が激しくなっていたのでよかったんでしょうけど、今はもうどんどんなくなって、最後にこの企業がなくなったらもうこの地域から担い手がいなくなって、もうお仕事は全部外に行きますよ、そしたらさらに地域の経済は悪化しますよというような状態のお仕事というか、企業さんもいらっしゃる中での要望だなというふうに受け止めておりますので。

ちょっと長くてすみません。最終的に、第5条の2項で、町内の中小企業や小規模企業者への受注機会の増大に努めるものというのがあるんですけども、ここに地域経済に対する影響とかというのも加味した上で選定を行うとか受注先の決定の方法を

決めるというふうにしなければならないのかなと思うんですけども、どう考えてらっしゃいますかという問いになります。

○内野さよ子議長

暫時休憩をします。

10時23分 休憩

10時40分 再開

○内野さよ子議長

会議を再開します。

ここで申し上げます。

西山清則議員から離席届が提出をされています。

○筒井 直商工観光課長

先ほどの質問にお答えいたします。

中小企業、小規模企業の方たちが町にとって重要な役割を担っていることについては、第1条にもしっかり明記しているように、認識をしております。それを町内関係者の皆さんもしっかり認識していただいて、これからも中小企業、小規模企業の方たちが引き続き事業を行えるよう、中小企業、小規模企業の振興を皆さんが必要と認めていただければ、同じ方向を向いていただくための条例を制定しております。

そして、そういった中で、第5条第2項の中に地域経済への影響を加味するような契約方法の決定などといったそういった内容を加えたらどうかという御質問であったかと思いますが、この条例については基本的な考え方を定めるものと認識しております。それで、そういった詳細なことについては、各該当する事業の要綱、要領で決めていくものということで考えております。

以上です。

○溝上広行議員

地元企業への配慮というのはいろんな場面でしてますよという説明は過去にも受けてますので、私が申し上げたいのは、ただその配慮というのが入札前提というか、入札の金額が幾ら以上の契約だったら基本的に入札をなささいというのが決まっています、それに基づいて運用している中で頑張ってますよというような話だと整理してはいますが、ただこの自治法の施行令の中には随意契約が認められる場合というのがありまして、その中で金額が低いやつが例示されてるんですけど、同じように競争入札に付することが不利と認められるときは随意契約でしましようというような文言もあります。

それで、この不利というのが、今までの感覚だと、安かろう悪かろうになるようなものはよくないのでとか、専門性があるんでそもそも入札できないよねというようなことだと思うんですけど、ここの条例というか、この条文で、地域の業者さんが取ったら地域の経済が潤いますという、そのバランスだと思います。例えば、相場よりも何倍も高いような金額で契約をなささいというわけではございません。例えば1円、

2円で実は地元企業が取れなかったとかという契約、そういうのに携わったときに、何か惜しいなという思いが自分もありました。もっと地元のほうにお金が落ちてよかったのに、それができないというのはあるなというところで、その契約方法を決める際、入札にするべきなのか、一般競争入札なのか指名競争入札なのかプロポーザルにするのかの中にも、その不利と認められる、もっと地元の企業のほうが有利なんじゃないかという点で選んでいただきたいな、プロポーザルの評価項目を決める際でもそういうような項目をしっかりと入れて考えていただいてバランスを持っていただければなという趣旨で考えております。

その点、もう一度お伺いしたいんですけど、これは商工観光課長さんというよりは全体的な話になると思うんですけど、どなたか答弁をお願いしたいんですけど、よろしいでしょうか。（「一般質問でやったよね」と呼ぶ者あり）

○大串恭隆企画財政課長

先ほどの入札制度のことですので企画財政課長でお答えをさせていただきますが、施行規則の中に競争入札に不利な場合というようなことが規定をされております。それが何に当たるのかというのは今想像はできておりませんが、そういった場合についてはということで、違う方法もありますよというようなことの記述だと思います。それについては、後もってまた調べてまいりますけれども、やはり基本的には一定額以上については指名競争入札、それじゃなければ一般競争入札、あるいはプロポーザル。それで、昨日説明いたしました、随意契約の金額についても拡大をいたしております、町内業者の方が入札をしやすい、落札をしやすいような形で入札指名委員会に諮らず各担当課のほうで判断ができるというようなことで、かなり地元の企業の方にしやすいような形で町のほうでもしておりますので、そういった形で今後していきたいと思っておりますのでございませう。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

質問がさっきの答弁とかを聞いてましたら重複することがあるかも分かりませんが、条文を見てみますと、努力義務中心でございまして、実効性には非常に乏しいわけでございますね。それで、強制力が弱く、行政や事業者の実行次第では、形骸化の懸念が拭えないような条例の内容かなというふうには捉えております。

それで、実際例えば建設業とかからすれば、今後も入札だとかそういったことに対して様々な要望があるかと思っておりますけれども、今の現状から考えてみますと、入札制度なんかはもう別の法律できちっと決まっています、ほぼほぼ触れないようなことなんでしょうね。そういったところではまるで改革ができないということになれば、じゃあこの条例は何だったんだろうというように、結局私たちも後々、あがんなら条例のあったよね、どがんならとというふうにはまず言われるわけですし、いやいやいや、表面的な

ものなんですよというふうに説明せんばらんごとなるわけなんですよ。結局は中身は何も変わらず、そういう条例を通したのかというふうな話にもなりかねず、もう少し文言等を強制力があるような表現に変えていただくとか、そういうことは可能なんですか。

○筒井 直商工観光課長

すみません。通告されている御質問は、なぜ今なのかという御質問だったと思うんですけど、今の御質問は、条文を変えられるのかといった御質問になるのでしょうか。（「もう少し努力義務よりももうちょっと強制力を持った表現のやり方に踏み込めないかというようなことですね。実効性が伴わないというふうにちょっと乏しいわけですよ、この条文の内容では」と呼ぶ者あり）

分かりました。

一応前田議員の御質問でもお答えしてるかと思いますが、中小企業、小規模企業の振興を継続して行うには、役場関係者だけでなく、町内の関係者も同じ方向性を持って連携して取り組んでいく必要があると。そのために、町だけじゃなく、皆さんの責務や役割などの努力規定を提示しているということでお答えをしています。

その中で、継続して取り組んでいく中では、災害や経済不況、社会状況の変化など、様々な状況の変化というものがあるというふうに想定されます。そういった中で、関係者それぞれが現実的な対応をせざるを得ない状況も考えられると。そういったところで、必ずやってくださいというような条文にするよりも、理想に向けて努力する姿勢を継続するという意味で、全体的に努めるものとするという表現を用いております。そういったことで、条文の変更ということは考えずに、このままの条例案でお願いしたいと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

分かりました。

単なる理念条例とかではなくて、第10条のほうなんですけど、この第10条は財源上の措置ということで規定をされてますけど、財源確保というのの裏づけになるんだろうというふうに思いますけれども、他の事業者とか関係するものがですね。その財源確保のために財政措置というものをこの条文のとおり求められたとき、第6条の条例には、中小企業者、小規模企業者、ここを読んでもらえば分かるんですけど、事業者から財源を求められたとき、それを確認するようなシステムといいますか、調査であったりどこまで努力をして結果を出して財源を求めてきているのかだとかそういうことを、条例まで制定するならばきちんとどういう形で審査をしていきますよというようなルールをきちんと決めとかなと、やみくもに財源を求められて二つ返事で、はい、そうですかというような形では、ちょっと今の町情勢に余裕がなかときに、条例と実態に乖離する、矛盾するとやなかかなというふうに、そこまできちんとするという裏づけ、何かそういうことは同時に考えてあるとですか。

○筒井 直商工観光課長

各中小企業者及び小規模企業者の方たちから要望等があった場合の対応、そしてそういった場合、予算が無尽蔵に要望されるんじゃないかといった感じの御質問だったかと思えます。

まず、要望調査については、各担当課のほうで調査をしながら、そして精査をしながら、予算要求などの業務を行っております。それで、その予算に関しましては、基本的にまず庁内で予算の要望、予算査定を行いまして、最終的には議員の皆様たちに予算案として御審議をお諮りするということになっておりますので、無尽蔵になるということはまずないと思っております。その部分については、予算を編成する過程の中で決めていくものというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡正博議員

ちょっと確認でお尋ねです。

理念条例ということではあるんでしょうけど、非常に全体的に語尾が努めるものとするという記述で、努力規定の上に合理的理由があればしなくてよいというふうに解釈できるようなつくり方を多用してございますけど、白石町内のほかの基本条例とか理念条例を見ますと、ここまで多用してあるのは珍しいなと思うんですけども、その理由というのは先ほどの重富議員への答弁と同じということですね。

もう一つ、確認でお尋ねします。

この条例を制定したことを機に新たな施策があるのですかというお尋ねをしたいんですけど、何か先ほどまでの答弁を聞いてますと、今は何もそれを考えてないというような、何もという表現じゃなくて、今すぐ何か具体的な施策を考えてるわけではないというような答弁があったように私は解釈いたしました。その解釈でよろしいんでしょうか。

○筒井 直商工観光課長

今議員が言われたように、現時点においてすぐに見直し等を行うということを予定はしてございません。しかしながら、今後この本条例案に基づき、中小企業、小規模企業の振興に資する具体的な施策について必要があるとなった場合は、見直しなどを進めていくことになるかと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

すみません。先ほど私が質問した部分で聞いた分がちょっと答えてもらってないので、もう一つ。

財政措置を求められたときに査定とかをしてきちんとそういった仕組みづくりがで

きているのかとか、そういうところをつくらんじいかんじゃないのかということですね。条例までつくるんですから、そこまではきちんとしとかんと、例えば基準値を設けて財政措置をする根拠が示されるような、そういう仕組みをつくっとかんといかんとやないのかなということをお聞きしたところでした。

○内野さよ子議長

暫時休憩します。

10時56分 休憩

10時57分 再開

○内野さよ子議長

再開します。

答弁をお願いします。

○大串恭隆企画財政課長

重富議員の質問についてお答えをさせていただきます。

いろんな事業を役場自体の執行部のほうでしております。それで、継続した事業、あるいは新しい事業というような形があるわけですが、まず各課のほうから予算要求書が上がってきます。それで、予算要求につきましては各課のほうで事前に査定をさせていただいて、この事業が必要なか必要じゃないのか、この事業を要求するのか要求しないのかということをお各課のほうでしてあって、その部分について企画財政課の査定を行います。それから町長査定を行うわけですが、内容につきましては、内容説明書とその事業ごとに全部作ってもらってまして、その事業を見て、その事業が必要か必要じゃないのか、それでそれを事務方で最終判断をいたしまして、政治的な判断が必要な場合があるわけでございまして、その分についてはその分の中でピックアップいたしまして町長査定に回して、町長の査定を受けて予算をつくっていくというシステムになっております。（「そいぎ、この部分も全く同じような」と呼ぶ者あり）

入札に対して不利と認めるときというような質問があって、そのうち私のほうで保留をいたしておりましたが、規定につきましては、地方自治法の施行令第167条の2の第6項に定められておりまして、内容を申しますと、あんまり事例はないわけですが、例えば既に契約履行中の契約があって、直接関連する契約で契約者以外に仕事を履行させることが経費とか履行期間とか安全性とか技術力等において明らかに不利な場合においては、指名競争入札によらない場合というようなことがありますので、そういったことを指しているというところでございます。

以上です。

○内野さよ子議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

この議案第53号についての討論、採決については、来週に延会し会議を行いたいと

と思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第53号についての討論、採決は、来週に延会し、会議を行うことと決定いたしました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。

明日9月12日は議案調査のため休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。9月12日は休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会します。

11時00分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年9月11日

白石町議会議長 内野 さよ子

署名議員 溝上 良夫

署名議員 溝上 広行

事務局長 中原 賢一